

2019年12月13日

各位

会社名 SCSK株式会社  
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 最高執行責任者 谷原 徹  
 (コード:9719 東証第一部)  
 問合せ先 取締役 専務執行役員 福永 哲弥  
 (TEL. 03-5166-2500)

株式会社Minoriソリューションズ株式(証券コード 3822)に対する

公開買付けの結果に関するお知らせ

SCSK株式会社(以下、「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、2019年10月30日開催の取締役会において、株式会社Minoriソリューションズ(株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第一部、証券コード:3822、以下、「対象者」といいます。)の普通株式(以下、「対象者普通株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2019年10月31日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2019年12月12日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

SCSK株式会社  
 東京都江東区豊洲三丁目2番20号

(2) 対象者の名称

株式会社Minoriソリューションズ

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,709,160 株	4,839,600 株	—株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(4,839,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,839,600株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、対象者が2019年10月30日に公表した「2020年3月期 第2四半期決算短信[日本基準](非連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式数(8,790,000株)から、本四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(180,840株)を控除した株式数(8,609,160株)に係る議決権数86,091個の66.67%に相当する議決権数(57,396個)に100を乗じた株式数(5,739,600株)から、2019年10月30日現在の公開買付者が所有する株式数(900,000株)を控除した株式数(4,839,600株)であります。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおけ

る公開買付者が取得する可能性のある最大数を記載しております。これは、本四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式数(8,790,000株)から、2019年10月30日現在の公開買付者が所有する株式数(900,000株)及び本四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(180,840株)を控除したのになります。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取る必要があります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

#### (5) 買付け等の期間

##### ① 届出当初の買付け等の期間

2019年10月31日(木曜日)から2019年12月12日(木曜日)まで(30営業日)

##### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

#### (6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,700円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,839,600株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(7,214,805株)が買付予定数の下限(4,839,600株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(2019年11月1日付公開買付届出書の訂正届出書による訂正を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、2019年12月13日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,214,805(株)	7,214,805(株)
新株予約権証券	—(株)	—(株)
新株予約権付社債券	—(株)	—(株)
株券等信託受益証券 ( )	—(株)	—(株)
株券等預託証券 ( )	—(株)	—(株)
合計	7,214,805(株)	7,214,805(株)
(潜在株券等の数の合計)	—(株)	(—)(株)

#### (4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,000 個	(買付け等前における株券等所有割合 10.45%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	81,148 個	(買付け等後における株券等所有割合 94.26%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	86,076 個	

(注1)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2019年11月12日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された2019年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本四半期決算短信に記載された2019年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(8,790,000株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(180,840株)を控除した株式数(8,609,160株)に係る議決権の数(86,091個)を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注2)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日  
2019年12月19日(木曜日)

③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

#### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきまして、当社が2019年10月30日付で公表した「株式会社Minorityソリューションズ株式(証券コード 3822)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更ございません。

#### 4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SCSK株式会社 東京都江東区豊洲三丁目2番20号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上